

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、企業使命と企業経営の基本方針およびそれを具現化するための心構えと行動を明確にした企業理念を次のように定めております。

『存在意義』 潤いと活力ある地域の明日を創る

『経営姿勢』 最適のサービスで信頼に応える

『行動規範』 感謝の心でベストをつくす

当行は企業理念のもと、株主さま、お客さま、地域の皆さまおよび従業員等のゆるぎない信頼を確立し、地方銀行としての社会的責任を果たしつつ、企業価値および経営の健全性向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスを経営上の最優先課題の一つとして、その強化・充実に取り組んでおります。

当行は適正なコーポレートガバナンスの実現を通して、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン http://www.iyobank.co.jp/about_iyo/kigyoudata/governance.html)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1-4】

当行における今後の政策保有株式に関する方針、および議決権行使基準に関しましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「政策保有株式(第8条1項ないし3項)」に掲載しておりますので、ご参照ください。なお、平成29年度は、第3回取締役会において、主要な政策保有株式についての保有継続の検証および具体的な議決権行使基準の討議を行っております。

【原則1-7】

当行では、株主さまの利益を保護するため、当行や株主さまの利益に反する取引が行われることがないよう、規程を定めて適切に運用しております。規程の概要は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「関連当事者間の取引(第22条1項および2項)」に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則3-1】

(1) 当行では企業理念および中期経営計画を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(企業理念 http://www.iyobank.co.jp/about_iyo/kigyoudata/kigyourinen.html)

(中期経営計画 <http://www.iyobank.co.jp/ir/irlibrary/meeting/26kessan.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1.基本的な考え方」およびその運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に掲載しておりますので、ご参照ください。今後とも、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた基本的な考え方や基本方針の整備・充実に努めてまいります。

(3) 取締役会が経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「経営陣の報酬等(第23条1項ないし4項)」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任や取締役(監査等委員である取締役を含む。)の指名を行うにあたっての方針と手続きについては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役(第18条1項)」、「監査等委員会(第20条2項および3項)」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(5) 取締役候補者の個々の選任・指名の説明につきましては、上記(4)の手続きを踏まえて、「定時株主総会招集ご通知」参考書類に掲載しております。「定時株主総会招集ご通知」は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.iyobank.co.jp/ir/kabusikikabunusijouhou/soukai.html>)

【補充原則4-1-1】

取締役会が経営陣に委任する範囲については規程において明確に定めており、その概要については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役の責務(第14条1項および2項)」に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則4-8】

取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備えた構成とするとともに、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、および独立・客観的な意見が取締役会に反映されるよう、現在、独立性のある社外取締役を5名配置しております。

〔原則4-9〕

当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」につきましては、本報告書の「〔独立役員関係〕その他独立役員に関する事項」に記載しております。

〔補充原則4-11-1〕

取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の体制（第13条1項および2項）」に掲載しておりますので、ご参照ください。

〔補充原則4-11-2〕

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の他会社の役員兼職については、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が、その責務および役割を適切に果たすため、他の上場会社の役員の兼務は極力行わない方針としております。なお、他の上場会社の役員の兼任状況は次の通りです。

飯尾隆哉（監査等委員である取締役）：株式会社ダイキアクシス 社外監査役
その他役員の兼職はございません。

〔補充原則4-11-3〕

当行は平成28年度第14回取締役会において、アンケート形式による自己評価の結果等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性の向上を目的に、平成28年度「取締役会評価」を実施いたしました。

「取締役会評価」の項目としては、平成27年度「取締役会評価」において更なる改善の余地があるとの指摘があった5項目に加え、当行の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定めている「取締役会の責務」が果たされているか、との観点から、「企業戦略の大きな方向性を示すこと」、「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」、「独立した客観的立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと」とし、各取締役へのアンケート結果を基に、監査等委員会での審議を踏まえ、取締役会で討議を行いました。

平成28年度「取締役会評価」の結果の概要は次のとおりです。

- 平成27年度「取締役会評価」においてさらなる改善の余地があるとの指摘があった5項目のうち、「経営戦略の方向性の決定に果たす社外取締役の役割」および「資料の内容・分量の適正化および余裕を持った事前配布」について、今回実効性の向上が確認できました。一方、「取締役相互の情報提供・連携」、「取締役自身の情報収集不足」および「自身の担当所管部との協議時間の確保」については、依然として改善の余地があります。
- 「企業戦略の大きな方向性を示すこと」の項目および「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」の項目のうち、経営戦略の大きな方向性を示す議題の審議、経営戦略のレビューおよび軌道修正、経営陣への適切な権限委譲、社外取締役による問題提起を含めた審議の活性化などにおいては、特段の問題点は見受けられませんでした。一方、上記項目のうち、取締役頭取等の後継者の育成や、監査等委員の意見陳述権の前提となる取締役の報酬等に関する情報提供などにおいては、改善すべき点があります。
- 「独立した客観的立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと」の項目については、内部統制やリスク管理体制の整備・運用および利益相反管理などにおいて、いずれも特段の問題点は見受けられませんでした。
- 以上の評価結果に基づき、各取締役自身の情報収集や連携強化に対する意識向上および情報共有機会の増加などに、引き続き取り組みますとともに、取締役の指名・報酬等を審議する任意の委員会として、取締役会での討議を踏まえたうえで設置いたしました「経営審議委員会」の運用などを通じまして、改善に努めてまいります。

当行では、本評価結果等を活用しつつ、継続して取締役会全体の更なる実効性向上を図ってまいります。

〔補充原則4-14-2〕

取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対するトレーニングの方針については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役のトレーニング（第25条1項および2項）」に掲載しておりますので、ご参照ください。

〔補充原則5-1〕

株主さまとの建設的な対話を促進するための体制整備および取り組みに関する方針については、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主さまとの対話（第6条1項ないし4項）」に掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	45,149,779	14.27
日本生命保険相互会社	8,878,250	2.80
明治安田生命保険相互会社	8,867,750	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,482,100	2.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,647,393	2.10
住友林業株式会社	5,911,895	1.86
住友生命保険相互会社	5,415,000	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,293,421	1.67
伊予銀行従業員持株会	4,265,722	1.34
日亜化学工業株式会社	3,730,000	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯 要	他の会社の出身者									○		
市川 武志	弁護士											
柳澤 康信	学者											
高浜 壮一郎	その他								△		△	
三好 潤子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯 要	○	○	当行は、同氏の重要な兼職先である伊予鉄道株式会社、松山総合開発株式会社、松山観光ゴルフ株式会社、松山商工会議所および愛媛県商工会議所連合会との間で、経常的な金融取引を行っております。	同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当行が定める「当行社外取締役の独立性基準」（詳細については、「独立役員関係」欄をご参照ください。以下同じ）を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。

市川 武志	○	○	同氏は、弁護士法人松山中央法律事務所所長であり、当行は同弁護士法人との間で経常的な金融取引を行っております。また、当行グループとの間に顧問契約を締結しております。	同氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当行が定める「当行社外取締役の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
柳澤 康信	○	○	----	同氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、学識経験者としての豊富な経験と専門的な見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当行が定める「当行社外取締役の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
高浜 壮一郎	○	○	----	同氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、行政分野における豊富な経験と見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当行が定める「当行社外取締役の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
三好 潤子	○	○	当行は、同氏が代表を務めるアピリティーセンター株式会社との間で、経常的な金融取引を行っております。	同氏は、人材派遣業の創業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待しております。また、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に対して大きく貢献していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、当行が定める「当行社外取締役の独立性基準」を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	7	2	2	5	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
当行は、監査等委員会の事務局として、その補助事務等を処理する部署を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を設置しております。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重するものとしております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況					

監査等委員会は、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」から監査方針・監査結果について報告を受けるとともに、適宜意見交換を実施しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門である監査部から内部監査の方針・計画ならびに実施状況・結果について報告を受けるとともに、内部統制システムの整備状況および問題点等について適宜意見交換を実施しており、監査部は、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努めております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	経営審議委員会	9	0	4	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営審議委員会	9	0	4	5	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当行は、代表取締役、取締役および執行役員の指名、報酬等の経営に関する重要事項の決定に際し、独立社外取締役の関与・助言を得る機会を適切に確保するとともに、取締役会の機能の客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、経営審議委員会を設置しております。なお、当委員会の委員長は、監査等委員会の委員長がこれにあたることとし、委員の過半数は、独立社外取締役で構成することとしております。

[経営審議委員会の主な審議事項]

1. 取締役の選任および解任に関する株主総会議案
2. 代表取締役および役付取締役の選定および解職
3. 執行役員の選任および解任
4. 取締役および執行役員の報酬等の総枠ならびに取締役（但し、監査等委員を除く）および執行役員の個人別の報酬等の内容
5. その他、経営に関する重要な審議事項として、経営審議委員会が必要と認めた事項

[独立役員関係]

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

<当行社外取締役の独立性基準>

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当行または当行のグループ会社（親会社、子会社および関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人ならびに団体の業務を執行する役員、理事、使用人およびこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
 - （1）当行からの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当行に代替性がない程度に依存していること
 - （2）借入以外の通常の商取引については、当行との取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の2%超であること。
3. 当行の主要な取引先（当行の経常収益の2%超の取引）またはその業務執行者
4. 当行から、役員報酬以外に一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5. 当行から、一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6. その就任の前5年以内において上記2から5に掲げる者に該当していた者
7. 下記に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族および生計を一にする者
 - （1）当行または当行のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長およびこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
 - （2）上記2から5に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年6月26日開催の取締役会において、当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額130,000千円以内の範囲で割り当てることを決議したものであり、その内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

- (1) 3,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限といたします。
- (2) 当行普通株式350,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限といたします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。
- (3) なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものいたします。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定された公正価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

4. 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。なお、新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものといたします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を必要とするものといたします。

7. その他新株予約権の内容

前記1～6の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の発行要項を決定する取締役会において定めることといたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、経営の独立性確保の観点から監査等委員以外の取締役および執行役員のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

- 有価証券報告書および事業報告において以下の内容を開示いたしております。
- ・取締役（監査等委員を除く）に対する報酬等 259百万円（うち報酬以外58百万円）
 - ・取締役（監査等委員）に対する報酬等 45百万円（うち報酬以外 - 百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会の補助事務を処理する「監査等委員会室」に専従のスタッフを設置しております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員から毎月の監査実績等を「監査実施調書」により報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

「取締役会」は原則として毎月1回開催され、法令および定款で定められた事項や経営方針・経営戦略に関する重要事項を決定しております。

2. 監査等委員会

「監査等委員会」は原則として毎月1回以上開催され、法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会とともに、監督機能を担い、かつ、取締役の職務執行を監査します。

3. 常務会

常務取締役以上の役付取締役で構成される「常務会」は原則として毎週1回開催され、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議しております。

常務会は協議内容によって、(1) 経営企画会議、(2) 予算・統合リスク管理会議、(3) 審査会議、(4) コンプライアンス会議の4つの会議で構成しております。

なお、「常務会」には常勤の監査等委員が出席し、適切に提言・助言等を行っております。

4. 経営審議委員会

取締役等の指名・報酬およびその他重要な事項を審議する任意の委員会として、代表取締役および監査等委員により構成される「経営審議委員会」を設置しております。

なお、「経営審議委員会」は取締役会の諮問機関として位置付けており、委員のうち過半数は独立社外取締役に構成されております。

5. その他の委員会等

コンプライアンス統括部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」(事務局:コンプライアンス統括部、毎月1回開催)、リスク統括部担当役員を委員長とする「オペレーショナル・リスク管理委員会」(事務局:リスク統括部、四半期1回以上開催) および「信用リスク管理委員会」(事務局:リスク統括部、隔月開催)を設置し、法令等遵守およびリスク管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

また、頭取を議長とする「アドバイザリー・ボード」(事務局:総合企画部、半期1回開催)を設置し、当行グループの経営の透明性と客観性を確保し、一層の経営体質の強化と地域貢献を果たしていくことを目的として、当行グループの経営戦略、ガバナンス等に関して、外部の視点を取り入れております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当行は、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的として、「監査等委員会設置会社」を採用しております。

また、当行は、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し、取締役会における意思決定機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスをより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成25年3月期の定時株主総会における議決権行使より、電磁的方法による議決権の行使（パソコンまたは携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使）も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成25年3月期の定時株主総会における議決権行使より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	当行では、株主総会での事業報告等の説明におきまして、スクリーン上に画像や図表等を映し出すなど、株主の皆さまに分かりやすく説明することに努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	愛媛県内6か所におきまして、個人投資家を含む地域の方々を対象として、頭取自らが説明する決算説明会を年1回開催いたしております。平成28年度は、延べ1,162名の方々にご参加いただきました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家の方々を対象に、頭取自らが説明する決算説明会を年2回開催いたしております。平成28年度は、延べ290名の方々にご参加いただきました。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算短信や四半期情報のほか、決算説明会でご説明いたしました資料を掲載いたしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部および広報CSR室がIRに関する業務を所管し、同部室内に担当者を配置いたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「2015年度中期経営計画」（平成27～29年度）において、あらゆるステークホルダーの満足度向上に向けた取組みを実践することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	組織横断的な「CSR推進委員会」を設置し、地域貢献、商品・サービス開発および環境保全活動等のCSRに関する各種取組みを推進しております。 平成23年12月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の趣旨に賛同し、署名を行いました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー誌に「CSRレポート」を掲載いたしております。
その他	＜ダイバーシティ推進・働き方改革に関する取組みについて＞ 当行では、ダイバーシティの推進を主要な経営課題と捉え、多様な人財が活躍できる職場づくりに取り組んでおります。 平成29年4月には、女性の就業継続、キャリア形成支援の観点から、事業所内保育施設を開園いたしました。定員枠の一部を一般開放することで、地域の待機児童の解消にも貢献してまいります。 また、従来より時間外労働削減と有給休暇取得を推進してまいりましたが、平成29年1月より働き方改革に着手し、一層の推進を行ってまいります。目標としては時間外労働月平均15時間以内・有給休暇取得率70%を掲げており、その達成に向けて様々な取組みを行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムの整備に係る基本方針＞

1. 法令等遵守体制

(1) 企業理念の実践

当行の企業理念である「(存在意義) 潤いと活力ある地域の明日を創る」、「(経営姿勢) 最適のサービスで信頼に応える」および「(行動規範) 感謝の心でベストをつくす」を具現化するため、全役職員は、これら企業理念の具体的な行動基準である「行動指針」等の実践に努める。

(2) 法令等遵守を重視した企業風土の確立

取締役は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ率先垂範して取り組み、法令等遵守を重視した倫理観ある企業風土の確立に努める。

特に、頭取は、年頭挨拶や支店長会議、行内研修等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取り組み姿勢を示すものとする。

(3) 規程等の整備

全役職員が遵守しなければならない規程を取締役に制定し、その周知・徹底に努めるとともに、法令等の制定・改廃や経営環境等の変化を踏まえ適宜これを見直すものとする。

また、コンプライアンスに関する具体的な実践計画を年度ごとに取締役会にて決定する。

(4) 組織等の整備

法令等遵守に関する統括部門を置くとともに、本部全部室および全営業店にコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス担当者は、各部室店における法令等遵守のチェック、報告、教育および相談等を行う。

さらに、全行的な法令等遵守体制に関する事項等を審議するために、頭取を議長とするコンプライアンス会議を設置し、その審議結果を取締役に報告・提言する。

(5) 報告・相談制度

法令等遵守に関し問題があると思われる事実もしくは行為またはそのおそれが発見された場合の報告・相談体制を整備し、適正な運用を行う。

また、お客さまからのご要望や苦情等に対しては真摯に対応し、その内容を一元的に管理・検証する部門を設置して、状況を毎月常務会に報告する。

(6) 教育・研修体制

取締役は、外部研修や勉強会等に積極的に参加し、法令等遵守に関する情報等の収集に努める。

コンプライアンス統括部門および各部室店のコンプライアンス担当者は、行内の集合研修および各部室店内の勉強会において、法令等遵守に関する研修体制の充実を図る。

(7) モニタリング

コンプライアンス統括部門は、法令等遵守の状況について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、法令等遵守態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

(8) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努める。

2. 情報の保存・管理

(1) 文書の保存・管理

各所管部署において、取締役の職務執行に係る情報を記録した株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、諸会議・委員会議事録、稟議書等を定められた期間適切に保存・管理する。

(2) 情報セキュリティ

所管部署において、情報セキュリティに係る管理規程等を整備し、当行の保有する情報資産の適切な保護に努める。

3. リスク管理体制

(1) リスク管理計画の策定

業務上発生する各種リスクについて、リスク管理の具体的な対応方針の決定や高度化を進めるために、取締役会において「リスク管理計画」を半期ごとに決定する。

(2) 規程等の整備

各リスク管理主管部署は、それぞれのリスクの特性等を踏まえた管理規程等を整備し、これらの規程等に基づき適切にリスク管理を実施する。

(3) 組織等の整備

リスク管理全般を統括する部門を置く。

また、頭取を委員長とするALM委員会を置き、運用・調達の基本方針等を検討する。

さらに、リスク統括部門の担当役付取締役を委員長とするオペレーショナル・リスク管理委員会および信用リスク管理委員会を置き、リスク管理状況を組織横断的に検証し、管理態勢の改善強化を検討する。

(4) モニタリング

リスク統括部門は、各種リスクに関する管理状況および管理方法等について定期的にモニタリングを行う。

さらに、内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性・有効性について内部監査を実施する。

4. 効率的な職務執行体制

(1) 役付取締役

迅速な意思決定と職務執行が行われるよう、取締役会の決議をもって役付取締役を置き、各役付取締役の担当部署および担当ブロックを定める。

(2) 常務会

取締役会の定める「常務会規程」に基づき、頭取の業務執行を補佐するため、役付取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営全般の重要事項を協議する。

(3) 機構、業務分掌および職制

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、機構、業務分掌および職制を定める。

(4) 経営計画等の策定と進捗管理

計画的な業務執行が行われるよう、取締役会において「中期経営計画」、「各年度経営計画」および「期初収支予算」を決定する。

また、これらの進捗状況を把握するとともに、経営環境の変化等を踏まえて適宜見直すものとする。

(5) IT等の活用

IT (情報技術) や情報システム等を活用することにより、取締役の職務執行の効率化・合理化に努めるものとする。

5. グループ経営管理体制

(1) 財務報告の信頼性確保

当行およびグループ会社（銀行法第2条第8項に規定された子会社および銀行法施行令第4条の2第2項に規定された子法人等）は、法令および会計基準等を遵守し、財務報告の信頼性の確保に努めるものとする。

(2) グループ会社の管理

A. 規程等の整備

取締役会は、グループ会社を適切に管理するための規程を制定する。

B. 組織等の整備

グループ会社に対する指導・支援を統括する部門を置き、当行とグループ会社間で定例的な会議を開催するとともに、グループ会社の経営上の重要事項については、グループ会社から当行に合議・報告を行う制度を設け、グループ会社の損失の危険を管理する。

C. 経営管理

当行は、グループ会社に対して、法令等遵守およびリスク管理等の体制整備に関する指導・支援を行い、グループ会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するとともに、当行の内部監査部門がグループ会社への内部監査を実施し、当行グループ全体における業務の適正を確保する。

また、グループ会社全役職員が、法令等遵守に係る事案を当行の監査等委員会またはコンプライアンス統括部門に相談できる体制を整備する。

6. 監査等委員会の監査業務の補助に関する事項

(1) 組織の整備

監査等委員会の事務局として、その補助事務等を処理する部署を置く。

(2) 補助者の配置と独立性および指示の実効性の確保

監査等委員会の事務局たる部署に、監査等委員会の職務を補助する職員を置く。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

7. 監査等委員会への報告および監査の実効性確保に関する体制

(1) 主要な会議・委員会等への出席

監査等委員は、常務会や主要な委員会および会議に出席し意見を述べるができるものとし、このことを関連する規程等において明記する。

(2) 代表取締役と監査等委員会との定期的会合

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、当行を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(3) 監査等委員会への報告

A. 取締役は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告しなければならない。

B. 当行の執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員が、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実およびその他コンプライアンスに関する問題があることを発見したときに、監査等委員会に報告できる体制を整備する。

C. 当行の取締役、執行役員および職員ならびにグループ会社の役職員は、監査等委員会から報告を求められた場合は、これに協力しなければならない。

D. 当行は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

(4) 監査等委員会と内部監査部門との関係

A. 内部監査部門は頭取および監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

B. 監査等委員会は、内部監査部門から内部管理態勢における課題等について定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門は頭取と監査等委員会の指示に齟齬ある場合は、監査等委員会の指示を尊重するものとする。

C. 監査等委員会の指揮命令を受ける内部監査部門の部門長の人事異動等については、監査等委員会の意見を参考にし、これを尊重のうえ頭取が決裁する。

(5) 監査等委員の職務の執行に係る費用

A. 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当行が負担する。

B. 当行は、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、半期毎に、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」のもと、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の遮断に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) コンプライアンス統括部が全体の態勢を統括するとともに、反社会的勢力の情報管理および具体的対応を行っています。

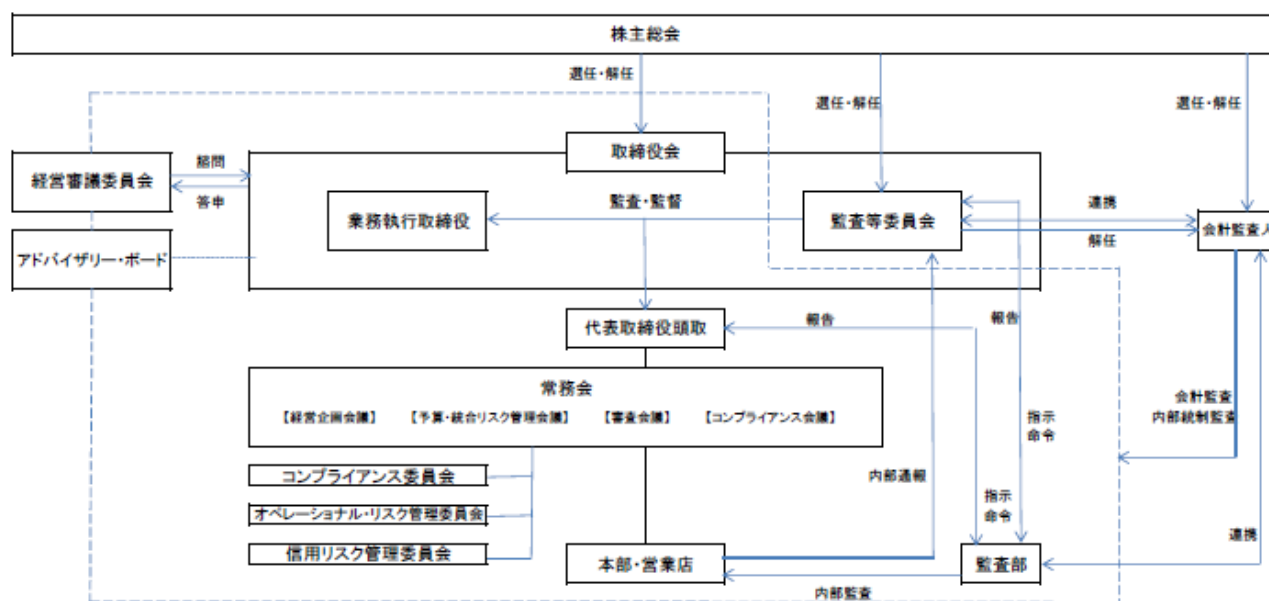
(2) 営業店および本部各部署には、反社会的勢力等への対応責任者として、反社会的勢力等対応管理責任者および反社会的勢力等対応担当者を配置し、警察や暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携しながら、反社会的勢力からの不当要求に対応しています。

(3) 「反社会的勢力等対応規程」、「反社会的勢力等対応要領」、「反社会的勢力等への具体的対応マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的な対応方法を定め、研修等で行内に周知徹底を図っています。

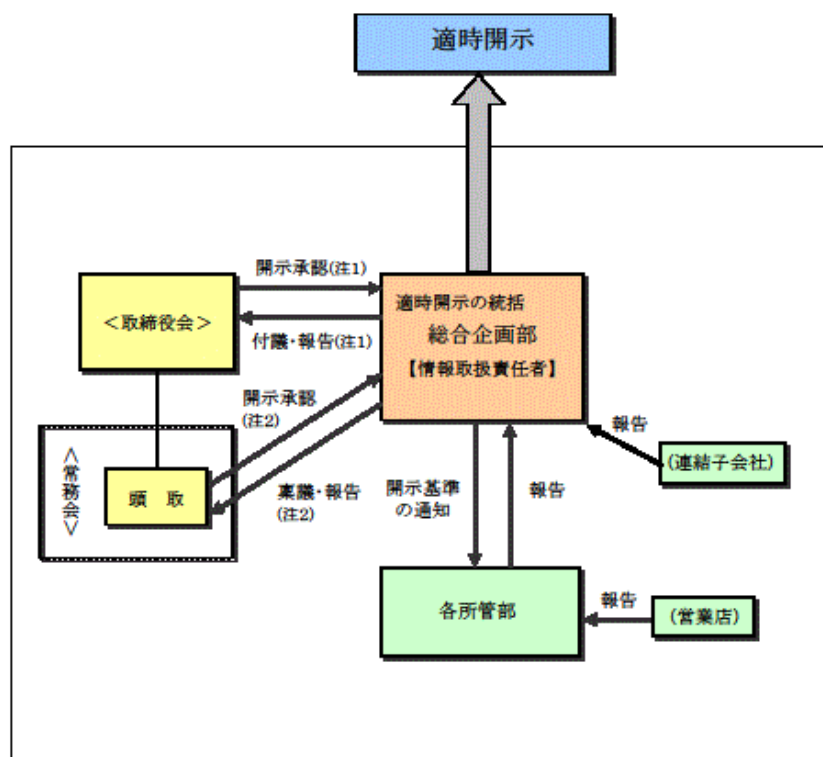
1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要：模式図】



注1 「決定事実」、「決算」に関する情報

2 「発生日実」に関する情報